

議案第 5 0 号

自動交付機の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

自動交付機の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

平成 26 年 3 月 31 日をもって、自動交付機を廃止することに伴い、関係条例の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

自動交付機の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市手数料条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「第 2 条第 3 号に規定する自動交付機のうち、同条第 2 号に規定する」を「第 2 条第 2 号の」に改める。

(羽曳野市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市印鑑条例(平成 6 年羽曳野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 1 号」に改める。

第 14 条の見出し中「専用端末機等」を「多機能端末機等」に改め、同条中「第 2 条第 1 号に規定する専用端末機又は同条第 3 号に規定する自動交付機に印鑑登録証又は独自利用カード」を「第 2 条第 2 号に規定する多機能端末機又は同条第 3 号に規定する専用端末機に独自利用カード」に改める。

(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 独自利用カード 住基カードに必要な情報を記録されたカードをいう。
- (2) 多機能端末機 市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、独自利用カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。
- (3) 専用端末機 市の使用に係る電子計算機と電気通信回路で接続された市が設置する端末機で、独自利用カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができるものをいう。

第 2 条第 4 号を削る。

第 3 条中「(自動交付機のうち、専用端末機であるものにあつては、工及び才を除

く。)」を削り、同条第 1 号中「専用端末機又は自動交付機」を「多機能端末機又は専用端末機」に改め、「受ける」の次に「、又は交付を申請する」を加える。

第 7 条中「住基カード」の次に「及び独自利用カード」を、「貸与」の次に「(法第 24 条の 2 に規定する住基カードの交付を受けている者等に関する届出の特例の場合を除く。)」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新				旧																											
<p><b>第1条関係</b></p> <p>羽曳野市手数料条例</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>戸籍法関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td>1通</td> <td>450円(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号)第2条第2号の多機能端末機で交付をするものにあつては400円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2~7 省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>				項	事務	単位	金額	1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450円(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号)第2条第2号の多機能端末機で交付をするものにあつては400円)	2~7 省略				<p><b>第1条関係</b></p> <p>羽曳野市手数料条例</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>戸籍法関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td>1通</td> <td>450円(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号)第2条第3号に規定する自動交付機のうち、同条第2号に規定する多機能端末機で交付をするものにあつては400円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2~7 省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>				項	事務	単位	金額	1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450円(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号)第2条第3号に規定する自動交付機のうち、同条第2号に規定する多機能端末機で交付をするものにあつては400円)	2~7 省略			
項	事務	単位	金額																												
1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450円(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号)第2条第2号の多機能端末機で交付をするものにあつては400円)																												
2~7 省略																															
項	事務	単位	金額																												
1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450円(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号)第2条第3号に規定する自動交付機のうち、同条第2号に規定する多機能端末機で交付をするものにあつては400円)																												
2~7 省略																															
<p><b>第2条関係</b></p> <p>羽曳野市印鑑条例</p> <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 1・2 省略</p> <p>3 印鑑登録者が羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号。以下「住基カード利用条例」という。)第3条第1号(ウに掲げる証明書を交付するサービスに限る。)又は同条第2号に規定するサービスを受けるために行う申請をし、当該申請に係るサービスを受けるために必要な情報を</p>				<p><b>第2条関係</b></p> <p>羽曳野市印鑑条例</p> <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 1・2 省略</p> <p>3 印鑑登録者が羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号。以下「住基カード利用条例」という。)第3条第1号(ウに掲げる証明書を交付するサービスに限る。)又は同条第2号に規定するサービスを受けるために行う申請をし、当該申請に係るサービスを受けるために必要な情報を</p>																											

記録した住基カード利用条例第2条第1号に規定する独自利用カードの交付を受けたときは、当該独自利用カードを印鑑登録証とみなしてこの条例を適用する。ただし、次条及び第3条第2項の規定についてはこの限りでない。

第8条～第13条 省略

(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、住基カード利用条例第2条第2号に規定する多機能端末機又は同条第3号に規定する専用端末機に独自利用カードの情報を読み込ませること及び規則で定める暗証番号を照合することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

以下省略

### 第3条関係

羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 独自利用カード 住基カードに必要な情報を記録されたカードをいう。

(2) 多機能端末機 市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、独自利用カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。

(3) 専用端末機 市の使用に係る電子計算機と電気通信回路で接続された市が設置する端末機で、独自利用カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができるものをいう。

(利用目的)

第3条 法第30条の44第12項の条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。

(1) 多機能端末機又は専用端末機を利用して、次に掲げる証明書の交付を受ける、又は

記録した住基カード利用条例第2条第4号に規定する独自利用カードの交付を受けたときは、当該独自利用カードを印鑑登録証とみなしてこの条例を適用する。ただし、次条及び第3条第2項の規定についてはこの限りでない。

第8条～第13条 省略

(専用端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、住基カード利用条例第2条第1号に規定する専用端末機又は同条第3号に規定する自動交付機に印鑑登録証又は独自利用カードの情報を読み込ませること及び規則で定める暗証番号を照合することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

以下省略

### 第3条関係

羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 専用端末機 市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したものをいう。

(2) 多機能端末機 民間事業者が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したもの(専用端末機と同様の機能を有するものに限る。)をいう。

(3) 自動交付機 専用端末機及び多機能端末機のうち、次号に規定する独自利用カードを使用することにより自動で証明書を交付するものをいう。

(4) 独自利用カード 住基カードに必要な情報を記録されたカードをいう。

(利用目的)

第3条 法第30条の44第12項の条例に規定する目的は、次に掲げるサービス(自動交付機のうち、専用端末機であるものにあつては、工及びオを除く。)を市民に提供することとする。

(1) 専用端末機又は自動交付機を利用して、次に掲げる証明書の交付を受けることがで

<p><u>交付を申請することができるサービス</u> ア～オ 省略 (2)・(3) 省略 第4条～第6条 省略 (譲渡の禁止) 第7条 <u>住基カード及び独自利用カード</u>は、これを譲渡し、又は貸与(<u>法第24条の2に規定する住基カードの交付を受けている者等に関する届出の特例の場合を除く。</u>)し、若しくは担保に供してはならない。 以下省略</p>	<p>きるサービス ア～オ 省略 (2)・(3) 省略 第4条～第6条 省略 (譲渡の禁止) 第7条 住基カードは、これを譲渡し、又は貸与し、若しくは担保に供してはならない。  以下省略</p>
---	---